

「（仮称）滋賀県児童虐待防止計画（案）」
県民政策コメントおよび意見照会の結果について

「（仮称）滋賀県児童虐待防止計画」の策定にあたり、県民政策コメントを実施したところ、下記のとおりでした。

- 1 県民政策コメントの実施期間
平成19年1月24日（水）～平成19年2月23日（金）
- 2 意見（別紙1）
 - (1) 県民政策コメント等 40人（団体）151件
同内容を集約すると109件（うち修正を加えたもの34件、原案とおり75件）

第1章 計画の策定にあたって	4（4）件
第2章 滋賀県の児童虐待相談の状況	9（8）件
第3章 行動目標と具体的な施策の推進 〔行動目標 未然防止〕 〔行動目標 早期発見・早期対応〕 〔行動目標 子どもの保護・ケア〕 〔行動目標 親子関係の修復・家庭復帰（家族の再統合）子どもの自立支援〕	112（93）件 〔19（17）件〕 〔81（66）件〕 〔7（5）件〕 〔5（5）件〕
第4章 計画の推進に向けて	1（1）件
その他全般	25（3）件
合計	151（109）件

（ ）は集約した件数

- (2) 県政モニター 4人 25件

- 3 国通知（「児童相談所運営指針」、「市町村児童家庭相談援助指針」、「子どもの虐待対応の手引き」の改正）に伴う修正6カ所（別紙2）

(別紙1)

(1) 県民政策コメント等

第1章 計画の策定にあたって

No.	ページ	取組項目	意見等(概要)	意見等に対する考え方
1	1.2	1. 計画の背景・趣旨 2. 計画の目指す方向	保護者が子育てに関する一義的な責任があることや、「家族の再統合」の意味がわかりにくい。また、社会全体で取り組むべき課題などについて、もう少し丁寧に記述してはどうか。	ご意見の趣旨を踏まえ、次のとおり修正します。 「保護者が子育てについて第一義的な責任を有するものですが、 <u>児童虐待は子ども自身にとって最も安心できるはずの家庭の中で起こることから、その発見や対応が難しく、社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。</u> 」を追加します。また、再統合の表現については、児童虐待防止法で明記されているが、県民に対して、わかりやすい表現にする必要があることから、「親子関係の修復・家庭復帰(家族の再統合)」に修正します。

第2章 滋賀県の児童虐待相談の状況

No.	ページ	取組項目	意見等(概要)	意見等に対する考え方
1	4	(2) 相談種別の特徴	「ウ、ネグレクト」について、もう少し詳しい説明が必要ではないか。	ネグレクトなど4種類の種別の具体例を追加します。(ネグレクトの具体例: 家に閉じこめる、食事を与えない、ひどく不潔にするなど)
2	5	(3) 相談の経路状況	表の内容をH16年度、H17年度、件数、人数、%等と表示された方が、よりわかりやすくなると思います。P8についても同様。	平成18年度の統計データに置き換えをした上で、ご意見の趣旨を踏まえ、修正します。
3	5		H17年度の福祉事務所の件数増加は、法改正が原因ではなく、H16年度中の市町村合併による市福祉事務所の増加が原因であるので、その旨の分析がされるべき。	第2章の「児童虐待相談の現状」については、統計のデータを触れることとし、要因については触れないこととします。
4	5		「子どもの家庭相談センターへの相談は、平成16年度に各小中学校に児童虐待対応教員を配置したことにより、…」の波線部分の表現が適当であるか県教育委員会に確認されたい。	平成18年度の統計データに置き換えた時点で、説明部分は削除しますが、同様のことが28頁でも触れられおり、「…児童虐待対応教員を校内組織に位置づけ…」に修正します。
5	5		「…合わせて30名になります。」 「…合わせて定員30名になります。」	ご意見のとおり修正します。
6	6	(4) 一時保護件数	〔情緒障害児短期治療施設〕について、5ページに移動した方が良い。(1箇所にした方が、見やすい)	ご意見のとおり修正します。

第3章 行動目標と具体的な施策の推進

行動目標 未然防止

No.	ページ	取組項目	意見等(概要)	意見等に対する考え方
1	9	(1) 県民意識の醸成「現状と課題」	「子ども…通告義務については、認知が進んでいる一方で、…不安を感じている現状があります。」ではなく、「子ども…通告義務については、認知が高まっている一方で、…不安を感じている人も多い状況にあります。」にした方がよいのではないか。	通告義務の認知が進んでいるのに、通告することへの不安があるという表現が理解しにくい面もあることから、次のとおり修正します。 しかしながら、「通告したことで、子どもがさらにひどい扱いを受けるのではないか」・・・など、不安を感じている人もいます。
2	10	児童虐待防止に関する学習・啓発	CAPはそれ自体がプログラムかどうか疑問なので、CAPプログラムにした方がいいのではないか。また、「CAPの実施など」とありますが、CAPには、賛否両論あるので、「CAPなどの実施」にした方がいいのではないか。	ご意見のとおり、「CAPプログラムなどの実施による・・・」に修正します。

3	12	(2)子育て支援の充実「現状と課題」	核家族～3行目「不安感や負担感」、1行目では「負担感や不安感」と逆転しているため統一をしてください。	1頁を、「負担感や不安感」から「不安感や負担感」に修正します。
---	----	--------------------	--	---------------------------------

行動目標 早期発見・早期対応

No.	ページ	取組項目	意見等(概要)	意見等に対する考え方
1	14	母子保健事業を活用した早期把握と早期支援	「...両親学級、未熟児・新生児訪問...」に「妊産婦」を追加してください。	虐待の早期発見、早期支援において、妊産婦(妊娠中や産後)への支援は重要であることから、ご意見のとおり、「両親学級、妊産婦・未熟児・新生児訪問、...」と追加します。
2	14		未熟児・低体重児の発生予防が、児童虐待防止につながることから、フォローだけでなく、予防が必要である。一次予防についての計画を位置づけて明記してほしい。	ご意見の趣旨を踏まえ、「周産期」を「妊娠期から」に、「周産期医療施設」を「産科・小児科等の医療機関」に修正、「発生予防」について追加します。 修正後は次のとおり (1)妊娠期から乳幼児期の家庭の状況把握、支援【現状と課題】 特に、産科・小児科等の医療機関との連携を密にし、妊娠期、新生児期のより早い時期から要支援家庭の把握に努め、適切な情報提供と継続的な支援体制を強化し、妊娠期からの虐待の発生予防を積極的に推進する必要があります。
3	14		県のハイリスク妊産婦・新生児援助事業のような周産期からの取り組みおよび乳幼児健康診査は、養育ハイリスク予防のために早期に関わり、不安を軽減することであるので、予防の方が色濃いため、“予防の視点”で周産期からの支援があることを明記してもよいのではないか。	取組項目： 母子保健事業を活用した発生予防と早期発見、早期支援 「市町の母子保健事業において、母子健康手帳の発行時や両親学級、妊産婦・未熟児・新生児訪問、乳幼児健診や相談活動等のあらゆる機会をとらえて、発生予防の観点から支援が行われ、要支援家庭を早期に発見し、適切な育児支援が行われるよう情報提供や助言をします。」に修正
4	14		周産期と限定された期間よりも妊娠期からの方が一般的ではないか。また、周産期医療施設という言葉も限定された病院に読み取れるのではないか。	
5	15		新生児訪問指導は、「こんにちは赤ちゃん事業」とは別に、母子保健法に定められた事業であり、虐待防止に有効とされていることから、新生児訪問指導の推進について触れてほしい。	生後間もない時期の新生児訪問の役割は重要であり、市町での新生児訪問などの母子保健活動が推進されるよう、常に情報提供を行っていく必要があることから、「...適切な育児支援が行われるよう助言します」から「...適切な育児支援が行われるよう情報提供や助言を行います。」に追加修正します。
6	15		関係機関の連携とあるのは、市町の要保護児童対策地域協議会において主として行うのか。または、保健所が主体的に行っていくのか。あるいはケースバイケースなのか。	ご意見の趣旨を踏まえ、保健所の役割について、次のように修正します。 「保健所は、...積極的に支援を行います」 「保健所は、...地域の実情に応じて、広域的・専門的な支援を行います。」
7	15		保健所は何の支援があるのか示してほしい。	
8	15	乳幼児家庭への訪問事業の推進	市町保健センターでは、「乳幼児の養育環境把握のための」だけでなく、「育児把握」と「育児指導」も行っております。	「...養育環境把握のための」から「...養育環境把握等のための」に修正します。
9	15	要支援家庭に対する医療機関から市町への情報提供	「要支援家庭に対する医療機関から」の「対する」ではなく「関する」ではないか。	ご意見のとおり、修正します。
10	15	保健医療従事者の研修の機会の確保	並びを「保健師、看護師、助産師」ではなく、「保健師、助産師、看護師」に修正してほしい。	配列の決まりはないが、保健師・助産師・看護師法に準じた並びに修正します。
11	16	(2)特に支援が必要な家庭の支援【現状と課題】	「...否定的な傾向が見られます。」 「...否定的な家庭が見られます。」	ご意見のとおり、修正します。
12	16		取組項目に挙げられている精神疾患等の保護者への支援について、現状と課題としても明記する方が良いのではないかと。	ご意見のとおり、【現状と課題】の1項目として、次のとおり、追加をします。 保護者に精神障害等がある場合、ケースによっては、精神保健医療分野との連携による対応が求められています。

13	18	(3)市町の相談体制、市町ネットワークの機能強化「現状と課題」	次の項目で、数値データが全国と県の違いがわかりにくい。 「厚生労働省の市区町村児童家庭相談業務及び要保護児童対策地域協議会等に関する調査結果では、平成17年度の市町の児童虐待相談件数は1,473件・・・」	平成18年度の統計データに置き換えた上で、ご意見の趣旨を踏まえ、修正します。 「厚生労働省の市区町村児童家庭相談業務及び要保護児童対策地域協議会等に関する調査結果では、平成18年度の県内の市町の児童虐待相談件数1,553件・・・」
14	20	合併市における旧町ケースの把握	ケース把握を旧町に限っているが、旧市はケース把握されているということでしょうか。(例えば、東近江市の八日市市)旧町も含め、市全体として総括するという意味なら、「旧市町のケースを把握し」の方が適切ではないでしょうか。	ご意見の趣旨を踏まえて、次のとおり修正します。 「タイトル： 合併市町における旧市町村...」「本文：市町村合併をした市町において...旧市町村...」
15	21・23	(4)子ども家庭相談センターの相談体制、機能強化[現状と課題]相談体制の強化	検証委員会報告では、高島市域をカバーするセンター機能の充実強化が強く求められています。このことは、センターの体制と距離的な問題が強く指摘されていたもので、現状と課題のなかでも掲げるべきではないのか。それを受けて県内空白地域となってい湖西・湖北地域をもカバーするセンター機能の拡充、整備を計画にあげるべきではないのか。	ご意見の趣旨を踏まえて、次のとおり追加します。 現状と課題で「遠隔地へのセンター機能の充実」、取組項目に「遠隔地に対する対応強化など」を追加します。
16	21	(4)子ども家庭相談センターの相談体制、機能強化「現状と課題」	「...児童福祉司の数は全国平均の23名に対し、児童虐待相談件数...」の文章がわかりにくい。	次のとおり、修正します。 (3つめの)「平成17年度の子ども家庭相談センターの児童福祉司(10)の数は、児童虐待相談件数は645件に対し、23名となっています。児童福祉司の数は、全国平均値である一方、相談件数は人口比で全国平均の約2倍となっていることから、滋賀県児童虐待死亡事例検証委員会報告では、児童福祉司が不足しているとの指摘がされています。」
17	23	相談体制の強化	5年間の計画期間中に「検討します。」は不適當ではないのか。「滋賀県児童虐待死亡事例検証委員会」報告の今後の課題と提言にもあるように、児童福祉司の人員の充実が急務であり、「体制の強化に向け、検討します」では表現として弱いのではないのでしょうか。積極的な対応方針を盛り込んでいただきたい。	ご意見のとおり、「強化を図ります。」に修正します。
18	23	注釈 13 スーパーバイザー	“行うこと” “行う人”とするべき。	ご意見のとおり、修正します。
19	23	法的対応・医療的機能の強化	「弁護士、臨床心理士、社会福祉士・・・」「弁護士、社会福祉士、臨床心理士・・・」にしてください。	社会福祉士は国家資格であり、ご意見のとおり、修正します。(P19も同様)
20	28	学校・保育所における体制の充実	「高等学校などの県立学校についても、児童虐待対応教員を配置し、同様の取り組みを行うよう検討します。」の中で、私立の高等学校や中学校、小学校が含まれていませんが、私立の学校に関する項目は入れていただけないのか。	ご意見の趣旨を踏まえ、次のとおり修正します。 「高等学校などの県立学校・・・教員を校内組織に位置づけ、同様の取り組みを行います。また、私立の高等学校についても同様の取り組みを行うよう働きかけます。」に修正。(なお、私立の小中学校は、学校教育法による「小中学校」の中に含まれており、原文のとおりとします。)
21	28		「保育所、幼稚園においても、...配置するように働きかけます。」について、全園での配置を目指すのであれば、その為に要する費用も考えていただく必要がある事から「...配置できるよう支援します。」に変えてほしい。	新たな増員ではなく、位置づけを行うものであるから、その趣旨を明確にした表現に改めます。 「幼稚園、保育所においても、児童虐待対応(教)職員を園(所)内組織に位置づけるよう働きかけます。」

行動目標 子どもの保護・ケア

No.	ページ	取組項目	意見等(概要)	意見等に対する考え方
1	30	児童養護施設等の定員の拡大	「地域小規模児童養護施設」の用語説明が必要ではないか。	注釈で次のとおり追加します。 「地域小規模児童養護施設」とは、児童養護施設を運営している法人の支援のもと、地域の民間住宅等を活用した定員6名の施設のこと。

行動目標 親子関係の修復・家庭復帰（家族の再統合）、子どもの自立支援

No.	ページ	取組項目	意見等（概要）	意見等に対する考え方
1	34	子ども家庭相談センターにおける家族の再統合に向けた取組	すべてのケースが家庭復帰を目指すわけではなく、分離したまま、親子の接点を持つという形の家族再統合も支援の選択肢ですから、「子ども家庭相談センターは、家庭復帰支援プログラム（家族の再統合プログラム）の導入に向け」という表現では、不十分である。	ご意見の趣旨を踏まえ、次のとおり、修正します。 「子ども家庭相談センターは、親子関係の修復・家庭復帰（家族の再統合）に向けた取組に向け、」 （高島事例は家庭復帰プログラムであったが、すべてのケースが家庭復帰できるのではなく、家族再統合に向けた取り組みとして、家庭に戻れないなかでの、親子修復もプログラムとしても必要であることから）

その他全般

No.	ページ	取組項目	意見等（概要）	意見等に対する考え方
1	全体を通して		具体的な計画であるので、「検討します」ではなく、「行います」としたほうがよいのではないかと。 （「乳幼児家庭への訪問事業」「（市町）相談担当職員の専門性確保」「市町ネットワークの機能強化」「（子ども家庭相談センター）専門性の確保」「一時保護所の機能の充実」計14件の同様の意見）	平成19年度の新規事業を念頭においた表現であったもので、19年度予算が成立したので、ご意見のとおり修正します。

（2）県政モニター

No.	ページ	取組項目	意見等（概要）	意見への対応
1	1	1. 計画の背景・趣旨	（12行目）「憂慮」をもう少し分かりやすい表現にできないか。	「憂慮すべき」を「深刻な」に修正します。
2	4	（2）相談種別の特徴	「エ 心理的虐待」の意味がわかりにくい。	具体例を記載します。
3	19	相談担当職員の専門性確保	「ケース・マネジメント・アドバイザー事業」の意味がわからないので、欄外に説明が欲しい。	本文で丁寧に記載します。
4	22・25	チーム体制によるアセスメント機能の強化 関係機関同士が情報共有をするためのアセスメントシートの活用と研究	「アセスメント」の意味が分からない。 （計3件の同様の意見）	「アセスメント」を注釈として追加します。
5	32	（4）施設における被虐待児へのケアの充実	グループワークケア活動促進事業の注釈が、地域小規模児童養護施設や「小規模グループケア」と同じように読み取れるが、違うのか。	「地域小規模児童養護施設」「小規模グループケア」を注釈として追加します。

No.	ページ	取組項目	国通知の改正内容	改正内容への対応
1	22	48時間以内の安全確認	<p>児童相談所運営指針</p> <ul style="list-style-type: none"> 虐待に関する通告は、必ずしも通告という形でもたらされるとは限らず相談・情報提供等の形態でもたらされることも多いことから、外部からの個人を特定できる虐待に関する情報については、すべての虐待通告として・・・ 安全確認は、児童相談所職員又は児童相談所が依頼した者により、子どもを直接目視することにより行うことを基本とし、・・・、通告受理後、・・・地域の実情に応じて設定することとするが、迅速な対応を確保する観点から、「48時間以内とする」ことが望ましい。 <p>市町村児童家庭相談援助指針</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村は、児童相談所に送致したケースに関し、地域協議会における協議等を踏まえ、必要があると認めるときは、都道府県知事又は児童相談所長に対し、立入調査や一時保護の実施に関し、通知する。 	<p>修正・追加</p> <p>子ども家庭相談センターは、通告（相談・情報提供等を含む。）があれば、必要に応じて保健所、市町、警察その他関係機関などの協力により、速やかに対応し、遅くとも48時間以内に、立入調査等子どもを直接目視する事を基本とする安全確認を行うとともに、必要に応じて、一時保護を行います。</p> <p><u>また、市町ネットワークにおける協議等を踏まえた市町からの立入調査や一時保護の実施に関する通知についても、同様の対応を行います。</u></p>
2	22	チーム体制によるアセスメント機能の強化	<p>子ども虐待対応の手引き</p> <ul style="list-style-type: none"> 「きょうだい」がいる家庭で虐待が発生している場合には、虐待の対象となっていない他の子どもに関してもアセスメントを行い、虐待を受けた子どもの児童記録票に別紙としてアセスメント結果を記入するとともに、担当機関（者）を定め、長期間にわたり動静を把握するなどの適切な対応を決めること。 	<p>追加</p> <p><u>「きょうだい」がいる家庭で虐待が発生し、虐待の対象となっていない子どもがいる場合に、「きょうだい」事例は虐待の危険度が高いことから、虐待の対象となっていない子どもについても、アセスメントを行うなど、適切な対応を行います。</u></p>
3	23	ケースの進行管理の徹底	<p>児童相談所運営指針</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童記録票は、世帯ごとではなく相談を受理した子どもごとに作成する。なお、在宅の虐待事例については、状況の変化等についてのフォローを確実に行うため、ITシステムの導入・進行管理台帳の整備等を行うことにより、すべての事例について定期的に現在の状況を会議において検討することが必要である。 	<p>修正</p> <p>子ども家庭相談センターは、ケースのリスク管理を確実にを行うため、子どもごとに児童記録票を作成するとともに、<u>進行管理台帳等を基にスーパーバイザーなどによる、すべてのケースの進行管理を徹底します。</u></p>
4	24	社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童措置審査部会の活用	<p>子ども虐待対応の手引き</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合的、多面的に問題をとらえ、よりの確な評価や判断を行うためにも、<u>個別事例の取扱いを含め都道府県等の児童福祉担当部局との連携を密にするほか、児童福祉審議会や要保護児童対策地域協議会などを積極的に活用するよう心がけるべきである。</u> 	<p>修正</p> <p>子ども家庭相談センターは、<u>個別事例の取扱いを含め県子ども・青少年局と連携を密にするほか、施設入所措置や措置解除などが子どもや保護者の意向と一致しない場合など、専門家の意見を聴取するための児童措置審査部会を積極的に活用します。</u></p>
5	24	市町への技術的援助	<p>児童相談所運営指針</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童相談所は、・・・関係機関の関与が必要な事例に関する情報について、抱え込むことなく、市町村及び要保護児童対策地域協議会に対し積極的に提供するものとする。 <p>市町村児童家庭相談援助指針</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域協議会の調整機関においては、全ケースについて進行管理台帳を作成し、実務者会議等の場において、定期的に・・・状況確認、<u>主担当機関の確認、援助方針の見直しを行うことが適当である。</u> 	<p>修正</p> <p>市町への技術的援助</p> <p>子ども家庭相談センターは、市町ネットワークの一員として、<u>ケースの情報を積極的に提供するとともに、専門性を活かし、ケースの状況確認、援助方針および関係機関との役割分担についての助言を行うなど技術的援助を行います。</u></p>
6	28	警察との連携体制の整備	<p>児童相談所運営指針</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもの保護に向けて、<u>児童相談所と警察署、都道府県児童福祉担当部局と都道府県警察本部のそれぞれにおいて連携体制を整備し、相互に情報を交換し、衆知を集めた対応が行えるようにする。</u> 	<p>追加</p> <p><u>警察との連携体制の整備</u></p> <p><u>県は、子どもの保護に向けて、子ども家庭相談センターと警察署、県子ども・青少年局と警察本部少年課のそれぞれにおいて、相互に情報交換等を行うための連携体制の整備を行います。</u></p>